

◆◆◆

銭湯の催し

◆◆◆

区内の銭湯では、季節に合わせた変わり湯や銭湯展等、さまざまなイベントを開催しています。詳細は、荒川区浴場組合ホームページ・SNSをご確認ください。

▶荒川区浴場組合ホームページ.....http://arakawa-sento.jp

▶荒川区浴場組合公式X(旧Twitter)..... @arakawa_sento

▶あらかわ銭湯公式キャラクター「ばんばん^{アンド}びばのん」公式X.... @ban2_biba2

問合せ

産業振興課商業振興係

☎内線468



季節湯

正 月 湯

中学生以上の方に、各銭湯で先着200人に粗品を差し上げます。

期間1月1日(祝)～3日(金)

いよかん湯

保護者同伴で小学生以下のお子さんに、各銭湯で先着50人に飲み物を差し上げます。また、お子さんは入浴料が無料です。

期日2月11日(祝)

高齢者入浴カード(ふろわり200)

浴場組合加盟の区内公衆浴場を、200円で利用できるカードを交付します。

対 象

区内在住で、65歳以上の方

持ち物

保険証等の本人確認ができる書類

申込み

来所で、区役所2階高齢者福祉課、各区民事務所・地域包括支援センター

問合せ

高齢者福祉課高齢者福祉係

☎内線2675



人事行政の運営状況

問合せ職員課人事係☎内線2232

職員数

①部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人) 各年4月1日現在

		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
一般行政部門	議 会	11	12	1	1 育休等代替職員の増
	総 務	347	358	11	11 戸籍証明書等の広域交付対応等
	税 務	63	62	△1	1 育休等代替職員の減
	民 生	629	648	19	19 荒川たんぽぽセンターの機能拡充等
	衛 生	266	247	△19	△19 新型コロナワクチン対応の見直し等
	労 働	4	4	—	—
	商 工	35	34	△1	△1 育休等代替職員の減
	土 木	168	170	2	2 事業の執行体制の充実
特別行政部門	小 計	1523(39)	1535(29)	12(△10)	—
	教 育	183(2)	191(3)	8(1)	育休等代替職員の増等
公営企業等会計部門	国民健康保険事業等	86(0)	89(0)	3(0)	育休等代替職員の増等
	合 計	1792(41)	1815(32)	23(△9)	—

※区長等の特別職、会計年度任用職員(パートタイム)を除く
※育児休業代替任期付職員、荒川区芸術文化振興財団等への派遣職員を含む
※()は、定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用短時間勤務職員で外数

②定員の適正化

区では、人員適正管理方針を策定しています。今後も、行政課題に的確に対応しつつ、適正な人員体制の確保に努めます。

職員の任免

①職員の新規採用状況

(単位：人)

区 分	行政系	技術系	医療系	その他	合 計
採用者数	54	6	6	3	69

②昇任選考・能力実証の状況

(単位：人)

区 分	管理職	課長補佐	係長	主任	技能主任	技能長
有資格者数	509	87	342	262	20	29
合格者数	12	3	31	58	1	2

③障がい者の雇用状況

令和6年6月1日現在

【障がい者数】54人【実雇用率】2.42%

④職員の事由別退職者数

(単位：人)

定年退職	勤労退職	任期満了	その他	計
0	12	23	44	79

※定年引き上げの影響により令和5年度の定年退職なし

区内の人事行政の公正性・透明性を高めることを目的として「荒川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、主に常勤職員の職員数・給与等の状況をお知らせします。
※特に記載のない場合は、令和5年度の状況です
※令和6年特別区人事委員会勧告等に基づく改定前の金額を掲載しています
※特別区人事委員会の業務状況は、荒川区ホームページで閲覧できます

職員の勤務時間、分限・懲戒処分

①職員の勤務時間等

区 分	1週間の正規の勤務時間	勤務時間	週休日
本庁	38時間45分	午前8時30分～午後5時15分	土・日曜日
交代制勤務(例:図書館)	4週を通じ、1週間につき平均38時間45分	午前8時30分～午後7時45分	4週間を通じて8日

※職務の性質・施設の開館日・開館時間帯等により、時間差勤務・交替制勤務を行っている職場がある

②一般職員の年次有給休暇の取得状況

【平均取得日数】15.6日
※「勤務条件等に関する調査」から(対象期間は令和5年4月1日～6年3月31日)

③育児休業、部分休業および配偶者同行休業の取得状況

【育児休業取得者数】73人【部分休業取得者数】40人
【配偶者同行休業取得者数】0人
※「勤務条件等に関する調査」から(令和5年度中の新規取得者数)

④職務専念義務の免除制度

研修の受講・厚生計画への参加等で、任命権者の承認を得たときは、条例により職務に専念する義務が免除されます。

⑤職員の分限および懲戒処分

病気等の一定の事由により、職務を十分に果たせない場合等に、免職・降任・休職・降給の分限処分を行います。また、法令違反等があった場合に、免職・停職・減給・戒告の懲戒処分を行います。令和5年度の方限処分者は56人、懲戒処分者は1人でした。

職員の服務

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げて専念しなければならないことが地方公務員法に規定されており、その実現のため、「法令等および上司の職務上の命令に従う義務」、「信用失墜行為の禁止」等、服務上の制約が課されています。

職員の退職管理

営利企業等に再就職した元職員は、地方公務員法により、離職前の特定の職務に関する働きかけが禁止されています。

また、職員の再就職に関する取扱要綱により、退職時に管理職であった再就職者に区への届け出を求めるほか、再就職の状況を公表しています。

職員の研修

公務員として求められる基本的な知識・能力に関する研修や、昇任時における職層ごとの研修のほか、自らのキャリアデザインに基づき選択して受講する能力開発研修を実施しています。

- ▶能力開発研修…プレゼンテーションや折衝力、IT対応能力等、個々の能力開発を行うための研修
- ▶キャリアデザイン研修…若手・中堅・ベテランの各キャリアステージの転換期に、自らの役割を再認識し、次のステージで力を発揮するために必要な能力を身に付けるための研修
- ▶ABC(荒川区職員ビジネスカレッジ)…日常の業務だけでは知ることのできない幅広い分野の教養や価値観を身に付け、広い視野や柔軟な発想力を養うこと等を目的とした組織内大学

※そのほか、職場研修、派遣研修等を実施

職員の人事評価

自らが設定した目標に向けた取り組み、成果等を評価する評価を実施し、その結果を昇給・勤勉手当の支給率等に反映させています。

職員の福祉および利益の保護

- ① 共済制度
地方公務員共済組合法に基づき、職員が納付する掛金と地方公共団体が支出する負担金を財源として共済組合が給付事業等を行っています。
- ② 厚生制度
職員の福祉の向上を目的に、特別区職員互助組合と荒川区職員互助会が、保険事業、相談事業、保養事業、給付・補助事業、貸付事業を行っています。
- ③ 公務災害補償制度
職員が公務上の災害または通勤途上に災害を受けた場合に、その災害によって生じた医療費や休業等を補償する制度です。
【公務災害】7件【通勤災害】6件【計】13件
- ④ 健康診断
職員の安全と健康を確保するために、法律等に基づき、各種健康診断を行っています。

職員の給与

①人件費の状況等

- ▶人件費の状況…人件費とは、一般職員等に支給される給与、区長や区議会議員等の特別職に支給される給与、社会保険料の事業主負担分である共済費等の合計です。

人口(令和6年4月1日現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費比率(B/A)
21万9813人	1173億9925万4000円	39億5529万9000円	181億7464万1000円	15.5%

※数値は令和5年度普通会計決算のもの。人口は、区の住民基本台帳人口の合計

▶職員給与費の状況

職員数(A)	給与費			一人当たり給与と費(B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)
1723人	58億2067万2000円	21億7766万3000円	28億2856万4000円	108億2689万9000円

※数値は令和5年度普通会計決算のもの。職員手当は、退職手当を除く。荒川区芸術文化振興財団等への派遣職員を含む

- ▶ラスパイレス指数の状況…荒川区のラスパイレス指数は、令和5年4月1日現在96.6(平成30年は98.2)です。

※ラスパイレス指数とは、荒川区の職員構成が国の職員構成と同じと仮定して、学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の荒川区職員の給与水準を指数で示したものの

②職員の平均給与月額、初任給等の状況

令和6年4月1日現在

一般行政職				技能労務職			
区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
荒川区	39.9歳	30万1853円	42万5838円	荒川区	55.9歳	28万9730円	38万8877円
東京都	42.5歳	31万8089円	45万8519円	東京都	50.5歳	28万6976円	38万8004円

※平均給与月額は、平均給料月額に諸手当(期末・勤勉手当、退職手当を除く)の平均月額を加えたもの

▶一般行政職の初任給の状況

区 分	荒川区	国
I類(大卒程度)	19万6200円	20万700円
Ⅲ類(高卒程度)	15万8100円	16万6600円

▶職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 26万8655円 高校卒 23万7720円(10年～12年)	31万7568円 29万6517円(16年～17年)	35万4559円 33万975円(22年～24年)
技能労務職	高校卒 19万867円(10年～13年)	—	30万4440円(26年～28年)

※()内の年数は、対象者がいない、または少ないため、近似の経験年数の者も含めて算出したもの

区 分	職員数(A)	勤務成績の区分が【特に良好】・【極めて良好】に決定された職員数(B)	比率(B/A)
全職種	1812人	511人	28.2%

③給与の概要(令和6年特別区人事委員会勧告前のもの)

- ▶給与決定のしくみ
一般職員の給与は、特別区人事委員会が民間企業の給与実態調査等から「職員の給与等に関する報告および勧告」を行い、これに基づき区長が条例の改正案を区議会に提出し、審議・議決を経て決定されます。
区長等の特別職の給料、区議会議員の報酬の額等は、荒川区特別職職員報酬等および給料審議会の答申に基づき、区長が条例の改正案を区議会に提出し、審議・議決を経て決定されます。
- ▶給与の種類(令和6年4月1日現在)
一般職員の給与は基本給である給料と手当で構成されます

- ▶給料…職種や職責の程度により、給料表と級が定められます
- ▶地域手当…民間の賃金、物価および生計費が高い地域に勤務する職員に支給される手当であり、支給率は20%となっています
※令和5年度決算の一人当たり平均支給月額額は5万6006円、総額は12億2787万9000円
- ▶扶養手当…扶養親族を有する職員に支給されます
※令和5年度決算の一人当たり平均支給年額は18万892円、総額は9551万1000円

扶養親族の範囲	配偶者等	子	父母等
支給額	6000円	9000円	6000円

※16～22歳の子がいる場合、「子」について4000円が加算されます

- ▶住居手当…月額家賃2万7000円以上負担する世帯主等の職員に支給されます(支給額は8300円。各年度において満27歳までの者は1万8700円、満28歳から満32歳までの者は9300円をそれぞれ加算)
※令和5年度決算の一人当たり平均支給年額は15万1041円、総額は7370万8000円
- ▶その他…初任給調整手当、管理職手当等

- ▶時間外勤務手当…正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます
※令和5年度決算の一人当たり平均支給年額は29万4753円、総額は4億6394万2000円
- ▶特殊勤務手当…著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、そのほか著しく特殊な勤務に従事した場合に支給される手当です
※令和5年度決算の総額は2389万円
- ▶その他…休日給等
- ▶通勤手当…通勤のために交通機関または交通用具を利用する職員に支給されます(1か月当たり支給限度額は5万5000円)
※令和5年度決算の一人当たり平均支給年額は13万3167円、総額は1億9722万円
- ▶期末・勤勉手当…民間のボーナスに相当するもので、年間2回(6・12月期)に分けて支給されます

期末手当	勤勉手当	合 計	一人当たり平均支給額
2.40月分(1.35)	2.25月分(1.1)	4.65月分(2.45)	154万9898円

※()内は再任用職員に係る支給割合

- ▶退職手当…職員が退職した場合に支給されます

区 分	普通退職	定年退職
最高限度支給月数	39.75月分	47.70月分
一人当たり平均支給額	436万4707円	—

※一人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額。定年引き上げの影響により令和5年度に定年退職した者はいない

④特別職の給料・区議会議員の報酬等の状況

令和6年4月1日現在

区 分	月 額	期末手当	区 分	算定方式
区 長	114万6000円	4.10月分	区 長	給料月額×在職年数×500/100
副区長	92万円		副区長	退職手当
教育長	83万2000円			
議 長	92万6000円			
副議長	79万2000円	報酬	教育長	給料月額×在職年数×300/100
議 員	60万8000円			

⑤行政委員会の委員等および非常勤の監査委員等の報酬の状況

令和6年4月1日現在

区 分		報酬の額(月額)
教育委員会	教育長職務代理者	25万2000円
	委 員	24万円
選挙管理委員会	委員長	28万6000円
	委員長職務代理者	25万2000円
	委 員	24万円
監査委員	議員選出委員	14万8000円
	有識見者選出委員	28万6000円

特別区人事委員会の業務の状況

①採用試験

実施状況				(単位：人)
採用区分	申込者数	受験者数	最終合格者数	
I類(春試験)	1万179	9164	3882	
I類(秋試験)	91	64	42	
Ⅲ類	2398	2058	482	
障害者を対象とする採用選考	553	406	88	
経験者	1級職	1878	1448	479
	2級職	1244	908	226
	3級職	31	24	16
就職氷河期世代を対象とする採用試験		996	720	54
合 計	1万7370	1万4792	5269	

②管理職選考

区 分	有資格者数(A)	受験者数(B)	合格者数(C)	合格率(C/B)
I類	1万5406人	680人	159人	23.4%

※23区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合の合計。I類…年齢55歳未満で、主任職以上の在職期間が6年以上の者

③勤務条件に関する措置要求の状況

措置要求とは、職員の労働基本権が一部制限されているため、その代償措置として設けられ、給与、勤務時間等に不服がある場合、特別区人事委員会に対し審査等を要求する制度です。令和5年度はありませんでした。

④不利益処分にに関する審査請求

審査請求とは、任命権者が職員の意に反して行った違法・不当な不利益処分を、簡易・迅速な審査手続きにより救済する制度です。令和5年度は前年度からの継続案件が4件あり、令和6年度に継続しています。